

II 筋刈筋置地拵

1 下層植生及び末木枝条の処理

- (1) 作業区域内の全面を対象に雑草・笹・かん木類の刈払い及び末木枝条等の整理、集積を行う。なお、岩石地等植栽ができない箇所がある場合には、監督職員の承認を得てその場所に集積しても差し支えない。また、伐倒木等で筋置内に移動集積することが困難なものについては、その場所に設置安定させる。
- (2) 植幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (3) 置幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (4) 植筋、置筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。
- (5) 刈高は、踝（くるぶし）程度までとする。

2 地上立木及び稚幼樹の処理

高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

別添

有用広葉樹とは、高木性の次の樹種とする。

オニグルミ サワグルミ ドロヤナギ ハンノキ ケヤマハンノキ ウダイカンバ
シラカバ ダケカンバ ミズメ アサダ クマシデ イヌシデ アカシデ ブナ
イヌブナ ウバメガシ クヌギ アベマキ カシワ ミズナラ コナラ イチイガシ
アカガシ ツクバネガシ アラカシ ウラジロガシ クリ スタジイ ツブラジイ
ケヤキ ハルニレ ヤマグワ ホオノキ コブシ クスノキ タブノキ カツラ
ウワミズザクラ エドヒガン オオヤマザクラ カスミザクラ ヤマザクラ
アズキナシ イヌエンジュ キハダ ハナノキ イロハモミジ オオモミジ
ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ
メグスリノキ トチノキ アオハダ シナノキ ミズキ コシアブラ ハリギリ
ハクウンボク シオジ ヤチダモ アオダモ キリ

※中部森林管理局管理經營の指針より抜粋

特記仕様書

奈良井国有林外 森林環境保全整備事業 中信4

作業種	林小班	仕様				備考
		全刈		筋刈又は筋置	坪刈	
		植幅 (刈幅) ○m以内	置幅 (残し幅) ○m以上	植幅 (刈幅) ○m以上	置幅 (残し幅) ○m以内 =伐根中心	
新植地拵	奈良井1510ⅱ			1.5 m	1.5 m	
新植地拵	奈良井1552と			1.5 m	1.5 m	

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

III-2 植付（コンテナ苗）

1 苗木の調達

- (1) 苗木の調達は甲の指示により乙が調達し、乙においては苗木調達後速やかに植付が完了するよう植栽計画を立て、監督職員に提示し、苗木搬送、引渡月日、箇所ごと等、細部の打合せを行う。
- (2) 林業種苗法に基づく樹種については同法の規定による。
- (3) 乙は苗木調達後、別に定める苗木確認書（写）もしくは、苗木調達時に受け取る苗木発送伝票（写）を監督職員あて提出し、苗木と共に確認を受けること。
- (4) 規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うこと。

2 苗木の規格・品質

- (1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
- (2) 所定の規格を持つものであること。
- (3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
- (4) 芯があって成長が見込まれるものであること。
- (5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
- (6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかってないものであること。
- (7) 外傷や欠損のないものであること。

3 樹種及びha当たり植付予定本数

特記仕様書のとおりとする。

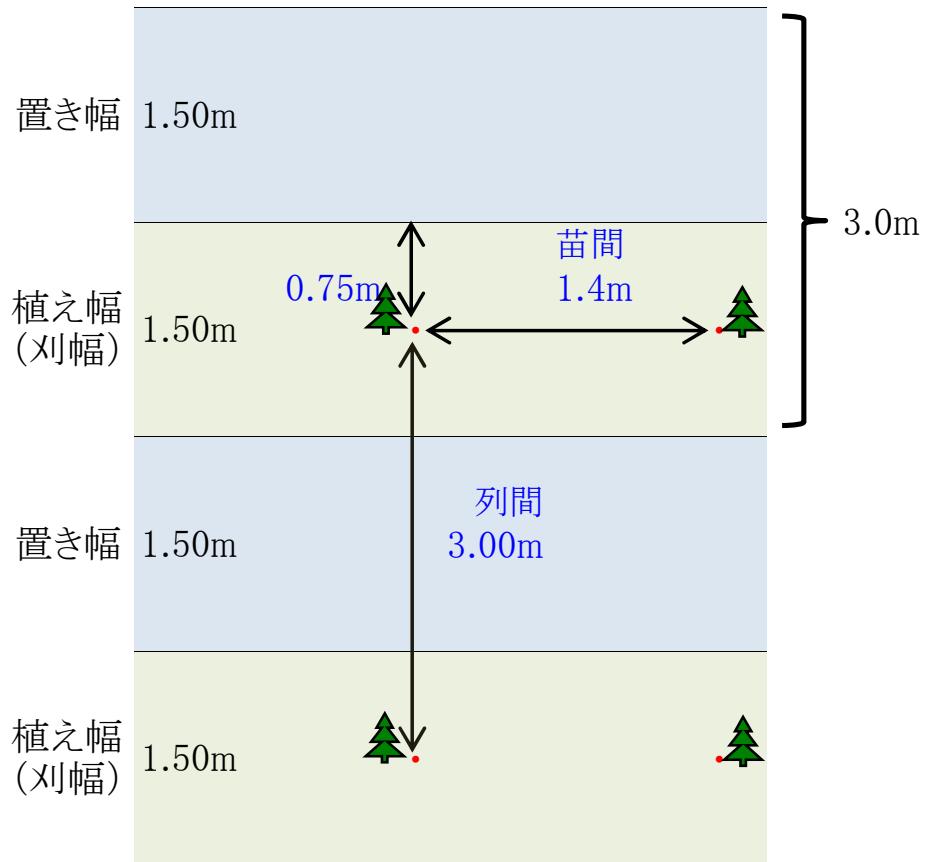
4 苗木の取扱い

- (1) 乙は苗木の輸送、保管に当たっては凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、あるいは活着率が低下させないようにすること。
- (2) 現地に納入した苗木は、植付場所に近い直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管し、速やかに植付すること。なお、乾燥する恐れのある場合は、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。

5 作業方法

- (1) 苗木の標準間隔は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 土中に根鉢が完全に埋まる程度の必要最小限の深さ、大きさの植穴を空けること。
- (3) 植付の方法
 - ①苗木を垂直にし、深植、浅植にならないよう加減しながら植穴に苗木を挿し込み、根鉢と植穴との間に空隙がないよう根元を固め、かつ、植付箇所が窪地にならないように仕上げること。
 - ②植付後は、土壤の乾燥防止のため地被物で、植付苗木の根元周囲を被覆すること。
- (4) 植付位置に伐根、石礫等があるため、別図の苗間、列間どおり植付が不可能な場合は、苗間、列間を調整する。

植付標準間隔図



奈良部瀬戸沢334は林小班
植付本数 2415本/ha

特記仕様書

奈良井国有林外 森林環境保全整備事業 中信4

作業種	樹種	数量					計	仕様			
		カラマツ2大						列間 (m)	苗間 (m)	伐根周囲 (本)	植付本数 本/ha
	適用林小班\梱包種	コンテナ									
新植植付	奈良井1552V	6,400					6,400	3.0	1.4		2,415
合計		6,400					6,400				

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち『枯損・著しい芯枯れ』等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

IV 下刈

- 1 作業区域内の雑草・笹・かん木類の刈払いを行い、植栽木に巻きついた、つる類は全て取り除く。
- 2 歩道付近の下刈は、刈払物が歩道の利用に支障を及ぼすことのないように処理する
- 3 刈払いに当たっては、植栽木を折損しないように細心の注意を払わなければならない。特に雑草等の繁茂の著しい箇所では、まず、植栽木の付近で丁寧に刈払って苗木の位置を明瞭にしてから、その周辺の刈払いを行う。
- 4 刈幅は、特記仕様書のとおりとする。
- 5 地上立木及び稚幼樹の処置
高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

特記仕様書

奈良井国有林外 森林環境保全整備事業 中信4

作業種	適用林小班	仕様		
		刈払方法	刈幅	その他
下刈	奈良井1547ろ	筋刈	1.5 m	
下刈	奈良井1552い	筋刈	1.5 m	
下刈	贊川1581い1	筋刈	1.5 m	
下刈	贊川1581い2	筋刈	1.5 m	
下刈	贊川1581ろ	筋刈	1.5 m	
下刈	贊川1590は	筋刈	1.5 m	
下刈	贊川1590に	筋刈	1.5 m	

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

X II 歩道整備（修理）

1 修理位置

テープ等で標示した範囲とする。

2 作業方法

- (1) 土道の幅員は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) かん木等の刈払い幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (3) 刈払対象物は、地際付近で刈り払う。
- (4) 幅員内にある地被物は、幅員外に除去する。ただし、大径木はこれを避けて刈払いをする。

特記仕様書

奈良井国有林外 森林環境保全整備事業 中信4

作業種	適用林小班	数量			仕様	
		面積	延長距離	刈払率	刈幅	幅員
歩道整備(修理)	奈良井1547に外	0.06 ha	1.02 km	100%	2.0 m	0.6 m
合計		0.06 ha	1.02 km			

※刈幅については、別途模式図等のによる。

※延長距離については実距離(斜距離)である。

3 除草工

(1) 作業方法

- ①除草工の施工については、時期、箇所について監督職員から指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告すること。
- ②刈り幅は、道片側150cm以上刈払う。
- ③刈り高は、30cm以下に刈払う。
- ④施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努め、刈り取った草等を交通に支障のないように速やかに処理する。

(2) 出来型管理等

- ①施工箇所毎に施工状況を写真撮影する。また、1km毎の完成時には、施工距離を表示して、施工延長が確認できるよう写真撮影すること。
- ②完成後、上記①を監督職員に提出すること。

(3) その他

上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

除草工	施工延長 (km)	刈幅 (cm)	刈高 (cm)
林班			
(奈良井1552外) 白川林道	11.40	片側150cm以上	30cm以下

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

奈良井国有林外 森林環境保全整備事業 中信4

作業種	提出期限	備考
新植植付	令和8年6月30日	部分完了届
下刈	令和8年10月15日	部分完了届
歩道整備(修理)	令和8年10月15日	部分完了届
除草工	令和8年10月15日	部分完了届
新植地拵	令和8年11月30日	完了届

注1： 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2： 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。